

平成27年4月から

福祉係

介護保険制度が変わります

介護保険制度が始まって以来の大幅な見直し、平成27年4月より実施されます。

今回の改正については、第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）の策定に伴う、保険料の見直しや、施設負担の見直し等、多岐にわたる改正が行われます。

主な制度改正の内容

平成27年4月から、特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象となります。

原則、要介護3～5の方に入所が限られ、要介護1・2の方は新規には入所が出来ません。

※すでに入所している、要介護1・2の方はそのまま入所が出来ます。また、やむを得ない事情等（認知症等）で在宅生活が著しく困難な場合については入所が認められる場合があります。

平成27年4月から、介護保険料が変更されます。

第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険料が変更となります。また、国が示す保険料の負担段階の基準が6段階から、原則9段階に変更となるため、当町も9段階に移行します。

平成27年8月から、一定以上の所得のある方の、介護保険利用負担額が2割になります。

2割負担の対象は、本人の合計所得が160万円以上の方となります。（※その他、同一世帯の要件等があります。）要介護認定を受けた方全員に、利用者負担（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

平成27年8月から、施設入所者の食費・居住費について、対象者の要件が変更となります。

低所得の施設利用者のうち、配偶者が住民税課税者である場合、または預貯金が一定額（単身世帯の場合1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は対象となりません。

介護保険サービスを利用した時の利用者負担が変わります。

介護報酬の改定により、平成27年4月より、介護サービスを利用した時に支払う金額が変更されます。

この他にも、平成27年度から順次制度改正が行われます。

介護保険制度に係る経費が増加する中、制度を維持するため、ご理解ご協力をお願い致します。